

尾張旭市避難所運営マニュアル

資料集

令和4年4月

尾張旭市総務部危機管理課

はじめに

- 本書は、尾張旭市避難所運営マニュアルとともに、避難所を運営するための標準的な事項をまとめたものです。
各避難所で使う際には、避難所となる小中学校の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加・修正する必要があります。
- 本書は、市職員等の行政担当者だけでなく、避難所施設の管理者となる学校管理担当者、自主防災組織の役員等、災害時に避難所の運営に関わる人々が読みやすいよう、文字サイズを大きく設定しています。
- 本書は、**尾張旭市避難所運営マニュアル（本編）**、**様式集**、**リーフレット集**、**避難所運営委員会及び各運営班の業務**、**避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策ガイドライン**、**有症状者等専用避難所開設・運営の手引き**とセットで使うよう作成してあります。

<本文中の表現について>

例：**避難所でのルール（様式集 p. 3）**

→ 尾張旭市避難所運営マニュアル 様式集 3ページの
「避難所でのルール」を参照してください。

例：**保健福祉的視点でのトリアージ（資料集 p.1）**

→ 尾張旭市避難所運営マニュアル 資料集 1ページの
「保健福祉的視点でのトリアージ」を参照してください。

例：**災害のあとの気持ちの変化（リーフレット集 p.15,16）**

→ 尾張旭市避難所運営マニュアル リーフレット集 15,16ページの
「災害のあとの気持ちの変化」を参照してください。

例：**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**

→ 尾張旭市避難所運営マニュアル「**避難所運営委員会及び各運営班の業務**」
を参照してください。

資料集 目次

1 避難場所でのトリアージの例

保健福祉的視点でのトリアージ(判断基準の例)	1
------------------------------	---

2 避難所運営に使う場所とレイアウトの例

避難所運営のために必要な部屋・場所	2
レイアウト例	5
東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例 ...	6

3 避難所生活で配慮が必要な人への対応方法

避難者の事情に合わせた配慮の方法	7
------------------------	---

要介護度の高い人	寝たきりの人等	7
自力での歩行が困難な人	体幹障害、足が不自由な人等	
内部傷がいのある人	オストメイト、咽頭摘出者、呼吸器機能障害、腎臓機能障害等	
難病の人	悪性関節リウマチ等	
アレルギーのある人	ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー	8
目の見えない人（見えにくい人）	視覚障がい者等	
耳の聞こえない人（聞こえにくい人）	聴覚障がい者等	
身体障がい者補助犬を連れた人		
知的障がいのある人		9
発達障がい（自閉症等）の人		
精神疾患のある人		
妊産婦		10
乳幼児・子ども		
女性		
外国人		
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人		
けがや病気の人		11
車やテントでの生活を希望する人		
避難所以外の場所に滞在する被災者		
帰宅困難者		

避難者の事情に配慮した広報の例	12
-----------------------	----

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの	13
-------------------------------	----

4 災害時のトイレ対策 (トイレマニュアル)	
災害時のトイレ対策	14
トイレを使うときの注意(既存トイレが使用可能で水が確保できた場合) …	18
トイレを使うときの注意(災害用トイレを使う場合)	19
トイレの清掃当番がやること	20
5 こころの健康対策	
こころの健康対策	21
6 感染症対策	
場面ごとに想定される装備	23
感染症対策へのご協力をお願いします	24
手洗いで感染症予防	25
避難所の感染予防対策について	26
退所されるかたへのご協力のお願い	27
マスクの着脱方法	28
手袋の着脱方法	29
防護服の着脱方法	30
避難所でのごみの捨て方について(避難所運営者向け)	33
7 参考	
災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	34
マンホールトイレ啓発チラシ	35

保健福祉的視点でのトリアージ（判断基準の例）

判断基準は災害規模や被災地の状況で異なるため、参考とする。

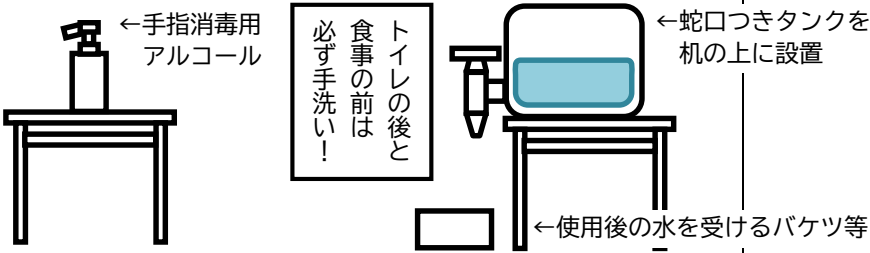
ステージ	区分		対象者の具体例
I	医療機関や福祉施設で常に専門的なケアが必要	医療機関へ 医療依存度が高く医療機関への保護が必要	人工呼吸器を装着している人 気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な人
		福祉施設へ 福祉施設での介護が常に必要	重度の障害者のうち医療ケアが必要でない人 寝たきりで介護が常時必要な人
II	他の被災者と区別して、専門的な対応が必要 (福祉避難所や、環境・体制を整えることで生活可能だが、対応できない場合は専門家の支援やライフラインが整った環境での生活を検討する。)	福祉的な対応が必要 福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要	日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者(軽中程度の要介護高齢者等)
			精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な人
			日常動作や生活面で一部介助や見守りが必要な視力障害者、聴力障害者、身体障害者(軽中等度の障害者等)
		医療的な対応が必要 医療的なニーズが高く医療やケアが必要な人	医療的なケアの継続が必要な人 (在宅酸素、人工透析、インスリン注射等)
			感染症に罹患し集団生活場面からの隔離が必要な人 (インフルエンザ、ノロウイルス等)
乳幼児、妊産婦等感染症の防御が特に必要な人			
III	定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅避難生活が可能	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活可能な人
			精神的に不安定さや不眠等の症状はあるが、見守りや傾聴等の支援が必要な人
		福祉的なニーズ	見守りレベルの介護が必要でヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅避難生活が可能なる人
			高齢者のみ世帯等、ライフラインの途絶により、在宅避難生活の継続のために生活物資の確保に支援が必要な人
		保健的なニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促し等の支援が必要な人
		IV	現状では生活は自立して、避難所や在宅避難生活が可能なる人

大規模災害における保健師の活動マニュアル（日本公衆衛生協会・全国保健師長会 2013）を参考に作成

避難所運営のために必要な部屋・場所

避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策ガイドライン、レイアウト例(p.5)も参考にすること。

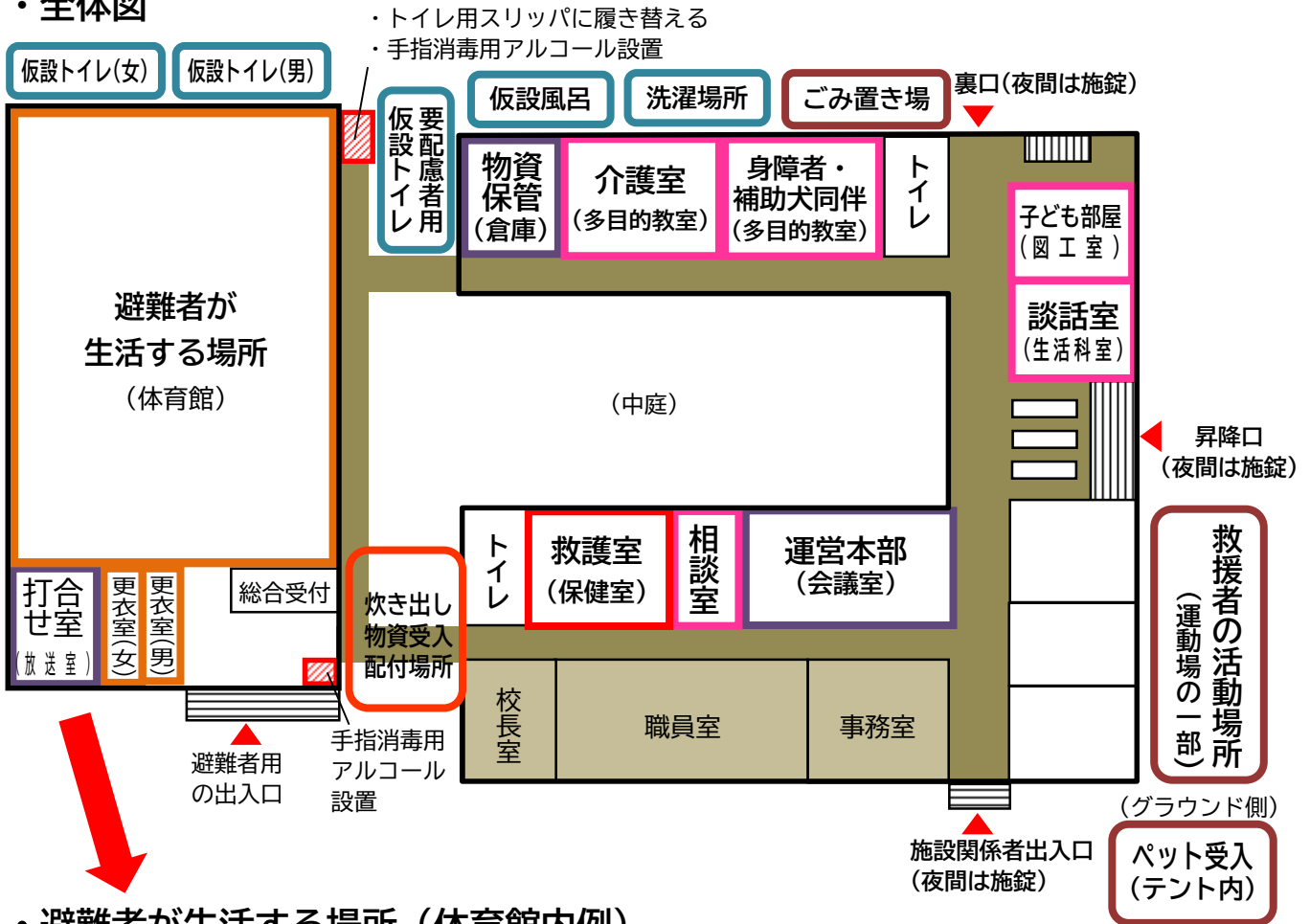
必要な部屋・場所	用途や設置のポイント		必要な設備
救護室	応急の医療活動を行う。 <input type="checkbox"/> 保健室や医務室があれば利用		<input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 応急救護用の用具
介護室	介護が必要な人等が利用。 <input type="checkbox"/> 運営側の目の届きやすい場所にある部屋を確保（なければ、間仕切りやテントを利用） <input type="checkbox"/> 室内に車いすで通行できる通路を確保 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ(洋式)を設置し、まわりを仕切る。 <input type="checkbox"/> 移動可能な間仕切りは、おむつ換え時に利用		<input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> いす <input type="checkbox"/> 簡易トイレ(洋式) <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ふた付ごみ箱（ <input type="checkbox"/> 間仕切り） <input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> テント）
医療・介護 要配慮者 用トイレ	トイレ使用時に配慮が必要な人が優先的に利用。 <input type="checkbox"/> 個室での利用を検討する。 <input type="checkbox"/> 配慮が必要な人の優先的使用を表示する。 <input type="checkbox"/> 段差なく移動できる場所に、洋式トイレを設置。（段差がある場合はスロープ等を設置し工夫する） <input type="checkbox"/> その他、 災害時のトイレ対策(p.14) も参照		<input type="checkbox"/> 組立式ガンボ-トイレ(洋式) <input type="checkbox"/> 貯留型組立式トイレ(洋式) <input type="checkbox"/> 一人用テント <input type="checkbox"/> 間仕切り <input type="checkbox"/> 照明(投光機) <input type="checkbox"/> トイレトーパー <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> ふた付ごみ箱 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 蛇口のあるタンク <input type="checkbox"/> 流し台 <input type="checkbox"/> 手荷物置き場 <input type="checkbox"/> 鏡
	自力での歩行が困難な人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り口の幅は 90cm 以上とる ・ 車いすで使える広さの確保 ・ 手すりがあるとよい 	
	目の見えない人(見えにくい人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りによる誘導 ・ 補助犬と利用できる広さ確保 ・ 音声案内があるとよい 	
	オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストーマ部位用の流し場 ・ 補装具・付属品を置く棚 ・ 下腹部を映す鏡等を設置 	
	発達障がい者(自閉症等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感覚の鈍さ等からトイレをがまんし、順番を守ることができない場合がある。 ・ トラブル防止策の検討が必要。 ・ 嗅覚が過敏で、においのきついトイレを使用できない場合は、簡易トイレ(ポータブルトイレ)の活用を検討 	
身体障害者補助犬同伴者用の場所	身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所。 動物アレルギーのある人等に配慮し、できれば個室を用意する。		<input type="checkbox"/> 毛布や敷物 <input type="checkbox"/> ペット用シーツ

必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
災害用トイレ (組立式段ボールトイレ、貯留型組立式トイレ等)	既存施設のトイレが使えない場合等に設置。 <input type="checkbox"/> 男女別に設置 <input type="checkbox"/> 夜も安全に使うことができるよう照明をつける <input type="checkbox"/> できれば足腰が弱い人も使えるよう洋式トイレを設置 <input type="checkbox"/> その他、 災害時のトイレ対策(p.14) を参照	<input type="checkbox"/> 組立式ダンプトイレ(洋式) <input type="checkbox"/> 貯留型組立式トイレ(洋式) <input type="checkbox"/> 一人用テント <input type="checkbox"/> 照明(投光機) <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> ふた付ごみ箱
更衣室	着替え等で利用。(テントや間仕切りでの設置も可) <input type="checkbox"/> 男女別に設置	(<input type="checkbox"/> テント) (<input type="checkbox"/> 間仕切り)
手洗い場 生活環境	避難所内の衛生環境の維持、防疫対策のため設置。 <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコールを設置 <input type="checkbox"/> 生活用水が確保後は、蛇口のあるタンクを設置し、流水とせっけんで手洗いできるようにする。 <input type="checkbox"/> 使用後の汚水は、可能なら下水管に流す <input type="checkbox"/> 感染症予防のためタオルの共用は禁止 	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 蛇口のあるタンク <input type="checkbox"/> 流し台(机) <input type="checkbox"/> せっけん <input type="checkbox"/> バケツ
	生活用水、仮設風呂や洗濯機に設置 <input type="checkbox"/> 使用後の汚水は可能なら下水管に流す <input type="checkbox"/> プライバシーに配慮した洗濯物干し場を決めておく	(<input type="checkbox"/> 仮設風呂) (<input type="checkbox"/> 洗濯機) (<input type="checkbox"/> 物干し用の道具)
ごみ置き場	避難所で出たごみを一時的に保管する場所。 <input type="checkbox"/> 生活場所から離れた場所(臭いに注意) <input type="checkbox"/> 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所 <input type="checkbox"/> 清掃車が出入りしやすい場所	<input type="checkbox"/> ごみ袋 <input type="checkbox"/> ブルーシート
ペットの受け入れ場所	飼い主とともに避難したペットのための場所。 <input type="checkbox"/> アレルギーや感染症予防のため、避難者の生活場所とは別の場所に設置(動線が交わらないよう注意) <input type="checkbox"/> 敷地内で屋根のある場所が適当(テントも可) <input type="checkbox"/> ペットはケージに入れ、犬、猫等種類ごとに区分して飼育する。 <input type="checkbox"/> 常に飼い主の責任で清掃し、清潔に保つ	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> ペット用ケージ <input type="checkbox"/> ペット用シーツ <input type="checkbox"/> 清掃用具

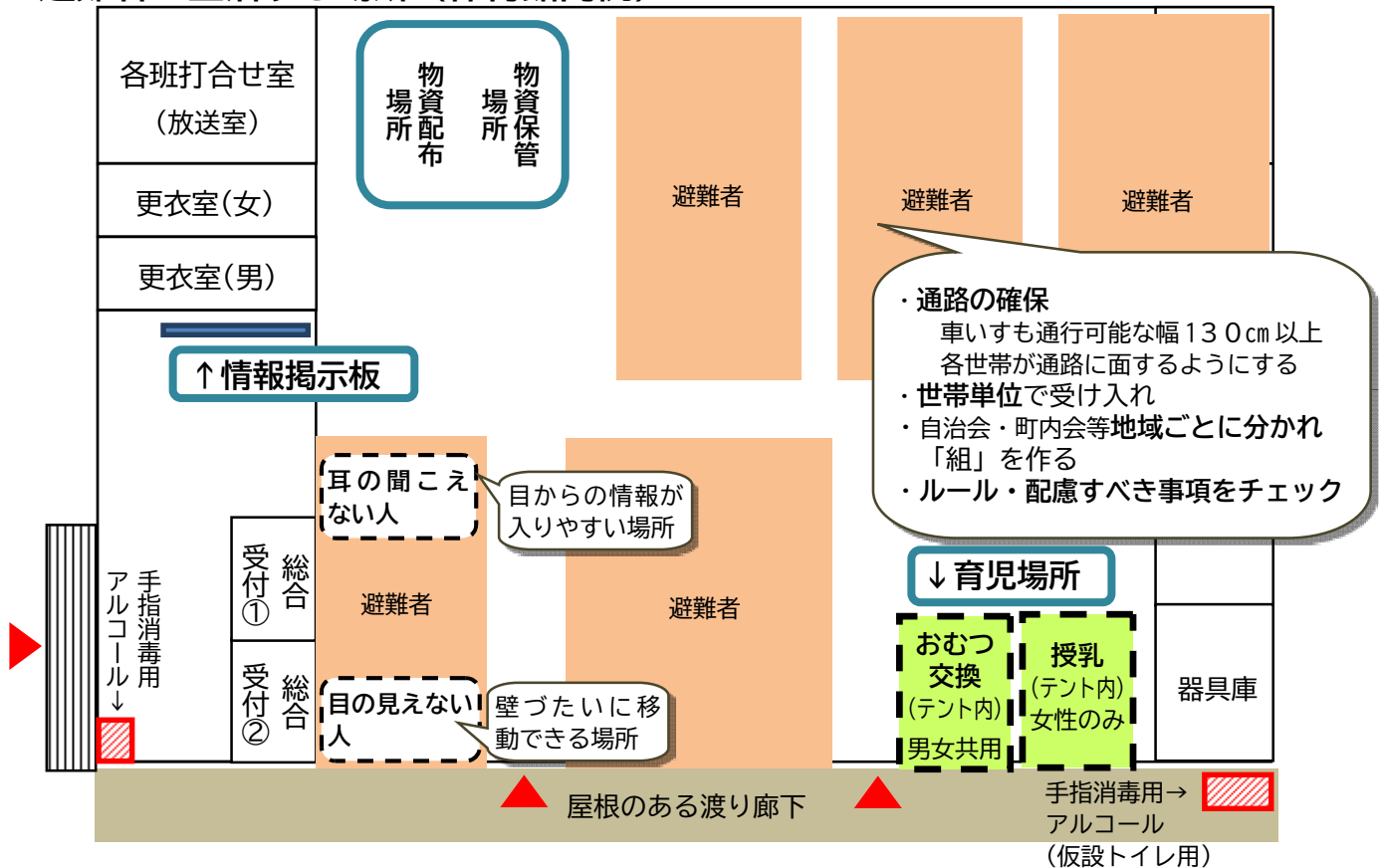
必要な部屋・場所		用途や設置のポイント	必要な設備
食料・物資	荷下ろし・荷捌き場所	運搬された物資等を荷下ろし・荷捌きする場所 □トラック等による物資の搬入がしやすい場所 □風雨を防げるような屋根がある場所	□台車
	保管場所	食料や物資を保管する場所。 □高温・多湿となる場所は避けた屋内の場所 □物資の搬入、搬出がしやすい場所 □施錠可能な場所	□台車
育児・保育 ほか	授乳室	女性用の更衣室を兼ね、間仕切りも設置。	□いす □間仕切り
	おむつ交換場所	乳幼児のおむつ交換のための場所。男女共用。 (大人のおむつ交換は、介護室で実施)	□机(おむつ交換台) □おしりふき □ティッシュ □毛布
	子ども部屋	育児や保育(遊び場、勉強部屋)、被災後の子どものこころのケア対策のために利用。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 (テレビ等もあればよい) ※児童館や子育て支援センターの活用も検討	□机 □いす (□テレビ) (□ラジオ)
	談話室	人々が集まり交流するための場所。 □生活場所とは少し離れた場所に設置 □湯沸かしポット等があるとよい (テレビ等もあればよい)	□机 □いす □湯沸し用ポット (□テレビ) (□ラジオ)
運営用	避難所運営本部	避難所運営委員会の会議等で利用する。 運営側の休憩室としても利用。 □避難者の生活場所とは別室に設置。	□机 □いす
	総合受付	避難者の受付や相談窓口等を設置する。 □避難所となる施設の入口に設置。 (生活場所とは少し離れた場所がよい)	□机 □いす □筆記用具
	相談室 (兼静養室)	相談対応や、パニックを起こした人が一時的に落ち着くために利用。(パニック対策には本人や家族の同意を得て、個室利用や福祉避難所への移送も検討) □個室に机、いすを設置	□机 □いす
	外部からの救援者用の場所	自衛隊や他の自治体からの派遣職員、ボランティア等外部からの救援者が利用できる場所の設置 □外から出入りしやすい屋外の一部を確保	□テント □机 □いす

レイアウト例（学校施設） ※ 運営者で協議し決めていくことが大切

・全体図



・避難者が生活する場所（体育館内例）



東日本大震災で避難所となった宮城県多賀城市の総合体育館の例 (撮影：被災地支援で派遣された愛知県職員)



居住場所(体育館)

↑体育館を被災者の生活場所として使用。
プライバシーに配慮し、腰までの高さの段ボールで仕切りが設けられた。立ち上がると、内部を見渡すことができる。



総合受付(正面入口付近)

↑正面入口付近に設けられた総合受付。
本日の予定やイベント等の情報が掲示されているほか、簡易郵便箱も設置されている。



医务室

↑総合受付の隣に設けられた医务室。
室内はテントで仕切られている。



キッズスペース(体育館ロビー)

↑体育館のロビーに設けられたキッズスペース。



炊き出し場所(屋外)

↑炊き出しは屋外のテント内で行われた。



洗濯場(屋外)

↑屋外の軒下に設置された洗濯機と乾燥機。
「ペットの衣類を入れないで」等、使用時の注意が書かれている。

避難者の事情に合わせた配慮の方法 ※ できるところから対応

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
要介護度の高い人 寝たきりの人等	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴等、生活上の介助が必要	簡易ベッドやトイレを備えた介護室等	介護用品(紙おむつ等)、衛生用品、毛布、やわらかく暖かい食事等	本人の状態に合わせてゆっくり伝える、筆談等	ホームヘルパー、介護士、福祉等	・感染症対策 ・医療機関や福祉避難所への連絡 → 必要に応じて移送
自力での歩行が困難な人 体幹障がい、足が不自由な人等	移動が困難なため、補助器具や歩行補助等が必要	段差がなく、車いす等で行き来しやすい場所	杖、歩行器、車いす等の補助器具、介護ベッド、洋式のトイレ等	車いすからも見やすい位置に情報を掲示	ホームヘルパー、介護士、福祉等	・車いすで使用できる洋式トイレの優先使用
内部障がいのある人 内部障がい：心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能等の障害で、種別により様々な器具や薬を使用	補助器具や薬の投与、通院等が必要。見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。(定期的な通院、透析の必要性等)	衛生的な場所	日ごろ服用している薬、使用している装具等 <u>オストメイト</u> ストーマ用装具等 <u>咽頭摘出者</u> 気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置等 <u>呼吸器機能障害</u> <u>酸素ボンベ等</u> <u>腎臓機能障害</u> 食事への配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)		医療機関関係者、保健師、関係支援団体等	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) → 必要に応じて医療機関に移送 <u>オストメイト</u> 装具の洗浄場所を設置したトイレの優先使用
難病の人 治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病をもつ人。さまざまな疾患があり、人それぞれ状態が異なる。	ストレスや疲労での症状悪化や、定期的な通院が必要な点等共通する。見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	衛生的で段差等のない場所、防寒・避暑対策をする等	日ごろ服用している薬、使用している支援機器等(本人や家族に確認)	本人の状態に合わせて(ゆっくり伝える、筆談等)	医療機関関係者、保健師、関係支援団体等	・感染症対策 ・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保) → 必要に応じて医療機関に移送

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
アレルギーのある人 ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー	環境の変化で悪化する人もいる。生命に関わる重い発作に注意が必要。見た目ではわかりにくい場合もある。	アレルギー発作の原因になる環境を避けた、衛生的な場所	日頃服用している薬、使用している補助具等 食物アレルギー アレルギー対応の食品や、原因となる食物を除いた食事（調味料等にも注意。炊き出しでは個別に調理）	食物アレルギー 食事の材料や調味料等の成分を表示した献立表の掲示	医療関係者、保健師等	必要に応じて医療機関に移送。 周囲の理解 ぜんそく ほこり、煙、強いにおい等が発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ
目の見えない人 (見えにくい人)	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	壁伝いに移動可能な位置で段差のない場所	白杖、点字器、携帯ラジオ、携帯電話、音声出力装置、ルーペや拡大鏡等	音声、点字、指点字、音声入力装置	ガイドヘルパー、視覚障害者団体等	視覚障害者団体への連絡 必要に応じて医療機関等に連絡
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	音による情報集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要 見た目ではわかりにくい方もいる	情報掲示板の付近等、目から情報が入りやすい場所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記用具、携帯電話、ファックス、テレビ（文字放送・字幕放送）、暗い場所でも対応できるようライト等	情報掲示板、手話、筆談、要約筆記、メール、文字放送等	手話通訳者、要約筆記者、聴覚障害者団体等	聴覚障害者団体への連絡 本人の希望に応じて「支援が必要」である旨を表示(ビブスの着用等も)
身体障がい者補助犬を連れて来た人 補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギー等に配慮し別室の確保を検討。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツ等飼育管理のために必要なもの (本人については別の該当項目を参照)	本人については別の該当項目を参照	補助犬関係団体等 (本人については別の該当項目を参照)	補助犬関係団体へ連絡 (本人については別の該当項目を参照)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
知的障がいのある人	環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法等を確認する。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証等	絵や図、メモ等使い、具体的に、ゆっくり、やさしく、なるべく肯定的な表現で伝える	知的障がい者施設や特別支援学校関係者、保健師等	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 トイレ利用時に介助者をつける等配慮が必要な場合もある
発達障がい(自閉症等)の人	環境の変化で不安になりやすい。困っていることを説明できない。集団行動が苦手な人が多い。個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法等を確認する。	居場所を示し、間仕切り等を設置 パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	感覚過敏で特定のものしか食べられない人、食べ物の温度にこだわりのある人、重度の嚥下障害でペースト食が必要な人もいる。配給の列に並べないことがある。個別対応が必要。	*例:「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居よう」と場所を示す	保健師等	けがや病気に注意(痛みがわからない) 医療機関等に連絡(薬の確保等) トイレ混雑時の利用方法(割り込みの許可等)を検討 (p.2 要配慮者用トイレを参照)
精神疾患のある人	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室等)へ移動できれば、当初から別室対応	日頃服用している薬等	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師、精神保健相谈員等	医療機関等に連絡(薬の確保等)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要	衛生的で段差等のない場所、防寒・避暑対策をする	日頃服用している薬、妊婦用の衣類・下着、毛布、妊婦向け食料、衛生用品等	-	助産師、医療機関関係者、保健師等	洋式トイレの優先使用、感染症対策 必要に応じて医療機関に連絡
乳幼児・子ども ※部屋の確保として児童館の活用検討	災害時には、風邪等の疾患にかかりやすい子どもや、赤ちゃんがえりする子どもも多い	衛生的な場所で防寒・避暑対策をし、子どもが騒いでもよい環境	紙おむつ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふき等の衛生用品、日ごろ服用している薬等	保護者への伝達 絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉でやさしく、伝える。	保育士、児童厚生員、保健師等	授乳室や子どもが遊べる部屋の確保、感染症対策、子どもの特性に応じたメンタルケア
女性 ※避難所運営のキーマン	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある	-	女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守るための防犯ブザーやホイッスル等	-	-	運営への参画呼び掛け、暴力防止、防犯対策、トイレや更衣室等を男女別にする
外国人	日本語の理解力により、情報収集が困難なので、多言語等による情報支援が必要	宗教によっては礼拝する場所の検討	災害や緊急時の多言語情報（愛知県国際交流会の多言語翻訳システム） 文化や宗教の違いにより食べられないものがあるので注意。	絵や図・実物を示し、わかりやすく短い言葉（ひらがな・カタカナ・ローマ字）で、ゆっくり伝える	通訳ボランティア、通訳者等	日本語が理解できる人には、運営に協力してもらう。 文化や風習、宗教による生活習慣の違いがある。
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	-	特定の食物を除いた食事（調味料等にも注意）	食事の材料や調味料等の成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳ボランティア、通訳者等	-

区分	対応等
けがや病気の 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護室等の衛生的な場所で、安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策も考慮する。 ・ 病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師等の派遣を依頼する。 ・ 必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
車やテントで の生活を希望 する人 (避難所敷地 内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目が届きにくく、情報伝達にも工夫が必要。 ・ エコノミークラス症候群等の心配もあるため、なるべく避難所の建物内へ移動するよう勧める。 ・ やむを得ず車内等の狭い場所で寝泊まりしなければならない人がいる場合は、エコノミークラス症候群の防止や排気ガスによる一酸化炭素中毒等を防ぐため「<u>エコノミークラス症候群を予防しましょう(リーフレット集 p.4)</u>」等を配布して注意を呼びかける。
避難所以外の 場所に滞在す る被災者 ※ <u>本市の避難所運営 マニュアルでは、当 該被災者を対象とし ていない</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域がコンパクトな本市においては、市内各地の避難所以外の場所に避難者が集まることは、支援活動が分散化して支援の手が行き届かず、かえって復旧が遅れるおそれがあります。 そのため当該被災者に対して、避難所及び避難所敷地内での避難者となるよう移動させる。
帰宅困難者 ※ <u>本市の場合は、受 け入れ人数は少人数</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の場合、名鉄瀬戸線利用者の名古屋方面への帰宅困難者が想定されます。自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間、一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者等の受け入れについては、名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との協定に基づき、大学施設への誘導及び施設内での受け入れに配慮する。 ・ 小中学校の避難所での受け入れについては、帰宅困難者が長期滞在することは考えにくいいため、特に帰宅困難者に対する対応は考慮しない。

避難者の事情に配慮にした広報の例

避難者全員に伝える必要がある情報は、できる限り簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさげ、ひらがなにしたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。

<配慮の例>

目の見えない人 (見えにくい人)	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による広報 ・点字の活用 ・サインペン、マジック等で大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する 等
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	<ul style="list-style-type: none"> ・通知分として掲示、及び個別配布による広報 ・筆談 ・メール等の活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・テレビが設置できれば(文字放送・字幕放送が可能なもの) ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) 等
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・通訳者の派遣依頼 等

<様々な広報手段>

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホン等
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の入り口、敷地内の掲示板への掲示等
個別配布	ちらし等を作成し、各組や各世帯、全員に配布する 等
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう 自宅への個別訪問等
メール等を活用	メール、SNS、インターネットの活用 等
翻訳・通訳	筆談、絵や図の活用、外国語、手話、点字等への変換 等

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

1 原材料の表示

(1) 表示するもの


- ・ **食物アレルギー**（食品衛生法関連法令より） 28 品目の表示

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉、アーモンド

- ・ **宗教上の理由等への対応**

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要。

（多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル（国土交通省総合政策局観光事業課）より）

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部の乳製品、一部の根菜・球根類等の地中の野菜、一部の五葷（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物等の発酵食品 ＜ハラール(HALAL)＞ ハラールとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動(サービス)全般のこと。ハラール認証  を受けた食品もある。
仏教徒	一部の肉、一部の牛肉、一部の五葷（ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ）
キリスト教	一部の肉、一部のアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、タバコ
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせ等

(2) 表示のしかた

- ・ 加工食品、調味料、出汁等の原材料にも注意。
- ・ 各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。（切り取りづらい場合はコピーする。）

2 調理時の工夫や注意点

個別に対応が必要な人の家族に対し、調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

家族以外の人がつくる場合は……

- ・ 調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・ 調理台、食器を分ける。（食器は色で分けておく）
- ・ 鍋やフライパン等の調理器具や食器、エプロンを使い回さない。
- ・ 和え物等はアレルギーン抜きのを先に作り、取り分けておく。

災害時のトイレ対策（トイレマニュアル）

1 既存の施設のトイレをチェック

- 室内が安全な状態ではない
（落下物等の危険がある）
- 便器が使用可能な状態ではない
（便座やタンク等が破損している）

1つでもがあれば、
施設内の既存トイレ
は使用しない！

→災害用トイレ処理セット
の使用、マンホールトイレ設
置

- 下水を流してはいけない
 - ・施設内の排水管が損傷している
（詰まっている）
 - ・汚水マス等から汚水があふれる
 - ・汚水本管が損傷している

であれば、

- ① 災害用トイレ処理セッ
トを使用
 - ② 復旧見込が立たない場
合は、マンホールトイレを
貯留式で使用
- 救援物資として災害用
仮設トイレが設置される
ことも想定

- 水(上水)が出ない。
または断水している

なら、2へ

すべての項目でチェックがなければ（上下水道の使用上、安全が確認できたものとして）施設内のトイレの使用が可能

2 水の確保

- 井戸水やプール等の水源が確保でき、
トイレの水(流し用)として
使用できる。

※水が確保できない場合は
マンホールトイレ、組立式段
ボールトイレを設置

既設の施設トイレの使用が可能で、かつ、下水を流すことに支障がない場合、
水が確保できれば、バケツ、ペットボトル等に汲み置きして施設のトイレを
使用する。（使用の際は、後記「トイレを使うときの注意」を掲示）

3 トイレの設置

(1) 備蓄資材としてのトイレの使用方法

ア マンホールトイレ

- ・ 現在、各指定避難所に対し5基（内1基障がい者用）を整備している。
- ・ 運営委員や避難者等が協力して、所定の位置（マンホール）にトイレハウスとトイレを設置する。
- ・ 下水道施設の被害状況が確認されるまでは、災害用トイレ処理セットと合わせて使用する。
- ・ 下水道施設に被害がない場合は、プールの水等を利用し、貯水槽から水を流して使用する。
- ・ 下水道施設に被害がある場合は、貯留槽にし尿を溜めて使用する。この場合は汲み取りが必要となる。

イ 災害用トイレ処理セット

- ・ マンホールトイレや組立式段ボールトイレ等と合わせて使用する。
- ・ 設置したトイレにビニール袋を付け、使用后、凝固材により固形物とする。
- ・ 使用のたびにビニール袋を密封し、さらに大きな袋（ごみ指定袋等）にまとめ、密封し、施設内の決められた集積場へ運搬する。
- ・ トイレトーパー等を備える。

(2) トイレの数

- ・ 以下の参考を例に、トイレの数の設置目標数に向け確保に努める。
- ・ 設置目標数の確保に向けては、マンホールトイレや組立式段ボールトイレ、救援物資として届くと思われる「災害用仮設トイレ」で補充に努める。
- ・ 避難所への避難者数によって設置目標数は異なることになる。

【参考】

区分	設置目標数の例	参考・出展
災害時の実例 (阪神・淡路大震災)	約75人に1基 (上記の数を設置したところ、苦情がほとんどなくなったといわれている。)	避難所等におけるトイレ対策の手引き(H26.4) 兵庫県、避難所等におけるトイレ対策検討会
一般的なトイレの設置基準 (事務所の例)	男性用大便所：60人以内ごとに1個以上 男性用小便器：30人以内ごとに1個以上 女性用便所：20人以内に1個以上	事務所衛生基準規則

※なお、マンホールトイレについては、約75人に1基として設計されている。

(3) 男女別に分ける

- ・ 男女別に区分けし、男性、女性のマークをつけて表示する。
- ・ 女性用にはサニタリーボックス(ふた付きごみ箱)を設置する。
- ・ 女性用のトイレの数を多めに設置する。

(4) 要配慮者用トイレの設置

- ・ **避難所運営のために必要な部屋・場所(p.2~)**の「要配慮者用トイレ」欄を参考に、トイレの使用で配慮が必要な人専用のトイレを設置する。
- ・ マーク等を活用し、要配慮者が優先使用することを明確に表示する。

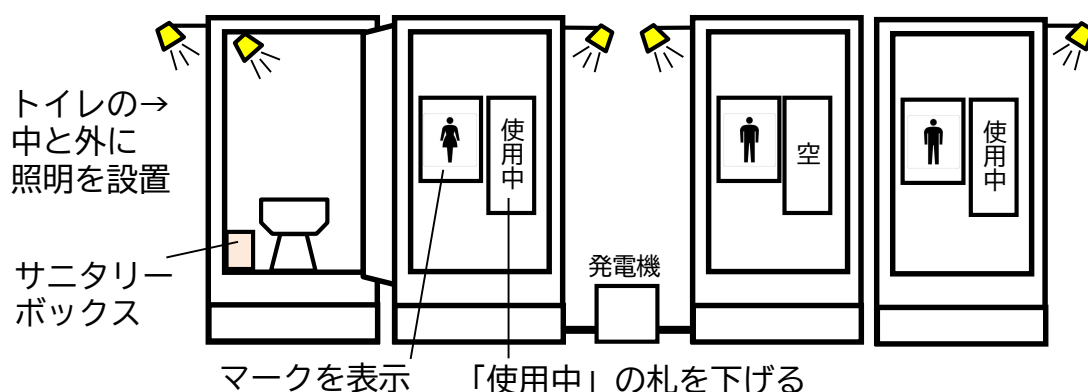
(5) その他

- ・ 安全面を考慮し、人目につきやすい場所に設置する。
- ・ 夜間でも使用できるようにトイレの内外に照明を設置する。
- ・ 照明については、キャンプに使用するランプ等も有効。
- ・ 屋外設置は雨対策として軒下等の屋根がある場所を優先して選定する。
- ・ 「使用中」の札を下げる。
- ・ 既存の備蓄資機材として不足することが考えられるため、災害対策本部へ物資要請を行う。



避難所に設置された仮設トイレ
(東日本大震災：宮城県多賀城市の総合体育館)

<救援物資として届くとされる、「災害用仮設トイレ」設置例>



4 トイレの衛生対策

↓ふた付き



(1) トイレトパーや生理用品、おむつの捨て方

- ・ し尿処理量を減らし、流す水を節約するため、使用済みのトイレトパーや生理用品、おむつは、専用の・ふた付きごみ箱に入れる。
- ・ ごみは定期的に処分する。

(2) トイレ後の手洗い

- ・ 避難所内で感染症を広げないように、トイレ使用後の手洗いを徹底する。
- ・ 生活用水として使用できる水がある場合は、蛇口つきタンクを活用し、簡易手洗い場を設置する。
- ・ 水がない場合は、ウェットティッシュや手指消毒用アルコールを使用する。

(3) トイレ用の履物

トイレの汚染を避難者の生活場所に持ち込まないように、「トイレ用スリッパ」等を使用し、トイレの内外で履物を区別する。

(4) トイレの清掃

トイレの清掃は、避難者自身（組ごとの当番制）が毎日実施する。

(5) し尿汚物の保管、管理

- ・ 「マンホールトイレ」、及び「災害用仮設トイレ」のし尿汚物は、定期的に汲み取り回収するよう、災害対策本部へ収集業者の手配を要請する。
- ・ 災害用トイレ処理セットによって処理したし尿汚物（ビニール袋内で凝固材により固形物化し密封）は、さらに大きな袋（ごみ指定袋等）にまとめ密封し、避難者の生活場所から離れた集積場所（運営委員会で決められた場所）で保管、管理する。

トイレを使うときの注意

既存トイレが使用可能で水が確保できた場合

- トイレットペーパーは便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。トイレに流すと詰まる原因になります。
捨てた後は、ゴミ箱にふたを必ず閉めてください。
ふた付きでない場合は、工夫してふたを備えてください。
- トイレを使ったら、バケツ等の水（流し用）で流してください。節水を心がけましょう。
- バケツ等の水（流し用）は、皆さんで協力して、水を補充しましょう。
- バケツ等の水（流し用）は、手洗いには使わないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けた水(手洗い用)や手指消毒用アルコールを使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- トイレの掃除は、避難者全員が、当番で行います。
組ごとの当番表を確認し、協力して行いましょう。

トイレを使うときの注意

貯留型組立式トイレ、災害用仮設トイレ等の汲み取りが必要なトイレ等を使う場合

- トイレを使う前に、「ノック」や「声かけ」等して中に人がいないか確かめてから入りましょう。
- トイレには、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方等が優先的に使えるように、みなさんで配慮しましょう。
- みなさんが使うトイレなので、きれいに使いましょう。
- 排せつ物がたまってきたら、気付いた人が総合受付に連絡してください。
(市災害対策本部に、収集業者の汲み取りを要請します。)

トイレの清掃当番がやること

装備 マスク、フェイスシールド、手袋（清掃用）、前掛けなど（使い捨てできるものを利用）

掃除道具 ぞうきん、バケツ、洗剤、ビニル袋、ごみ袋、新聞紙などのいらぬ紙
 消毒液（水1Lに台所用塩素系漂白剤24ml（キャップ1杯）を混ぜる）など

- ① 入口のドアや窓を開けて、換気する
- ② 汚物をとる
 - ・ 汚物は新聞紙などで包んで取り、ビニル袋に入れる。
 - ・ 汚物を入れたビニル袋に消毒液を入れて密封し、ごみ袋に入れる。
 - ・ 排泄物で汚染された部位の表面には消毒液を使用する。
- ③ 高いところから順番に、拭き掃除をする
- ④ 床掃除をする
 - ・ トイレの床は新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。
- ⑤ 個室や便器の掃除をする
 - ・ 消毒液で濡らしたぞうきんなどで、汚れの少ない場所から順に拭く。
 （例：便座→ふた→タンク→便器の外側）
 - ・ 詰まり以外の原因で流れていない汚物があればバケツなどの水で流す。（例：和式では2～3Lの水を上から勢いよく流し込む。）
 - ・ 水が流れる場合は塩素系洗剤を便器内につけ、数分後に水で流す。
- ⑥ 人の手が触れる部分の掃除する
 - ・ ドアノブ、手すり、水洗レバーなど人の手が触れる部分を、これまでの手順で使用していない消毒液で濡らしたぞうきんなどでこまめに拭く。
 - ・ 手洗い場の水アカなどをふき取る。
- ⑦ 消耗品の補充・設置
 - ・ 掃除用の手袋を外側が内側になるように外し、ごみ袋に入れる。
 - ・ トイレトーパー、消臭剤、手洗い用の消毒液などを補充・設置する。

後片付け

- ① マスク、手袋、前掛けなど着用していたものをごみ袋に入れ、トイレから出たごみと同じ場所に置く。
- ② 泥落としマットなどで靴の汚れを落とし、消毒液をしみこませたマットで靴の裏を消毒する。
- ③ 石けんで1分間、よく手を洗う。（指先、指の間、親指のまわり、手首などを念入りに！）水がない場合は手指消毒用アルコールを使う。
- ④ うがいをする。

トイレから出たごみの処理

衛生・安全のため、袋を二重にして持ち運び、他のごみと混ざらないように注意する。（トイレ用のごみ置き場は予め決め、わかるようにしておく。）

こころの健康対策

悲慘な体験された後には、心身に思いがけない様々な変化が起こるものです。

このような変化の全てを病的なものとして捉える必要はなく、身体的な健康管理と同時に、安全、安心、安眠と栄養が確保されるよう、支援を行うことが望ましい姿です。

1 被災者のこころのケア

(1) 災害時の心的反応プロセス

被災者に起こる変化は、態度、しぐさ、表情、口調等からわかるものや、実際に面談して明らかになるものまで多様であること、また、災害によって引き起こされた様々な被害や影響がもたらすものには個人差があることに注意が必要です。

初期 (発災後 一ヶ月まで)	不安	態度が落ち着かない、じっとできない、怖がる、おびえる、ふるえ、動悸
	取り乱し	話がまとまらない、行動がちぐはぐ、興奮している、涙もろい
	茫然自失	ぼんやりしている、無反応、記憶があいまい
	睡眠障害	寝付けない、眠りが浅い、すぐ目が覚めてしまう
中長期 (発災後 一ヶ月以降)	緊張状態が続く (過覚醒)	常に警戒した態度をとる、些細な物音や気配にハツとする
	過去に経験したことを 思い出す(想起)	悲慘な情景をたびたびありありと思い出す、涙を流す 悲慘な情景を夢に見る
	回避、麻痺	災害を連想させる場所・もの・人・話題を避けようとする 感情がわからず何事にも興味が持てない
	気分の落ち込み (抑うつ)	憂鬱な気分、絶望感、無力感、孤独感、自分を責める
	その他	睡眠障害、アルコール摂取量が増加、他者を責める 等

(2) 対応・配慮

- ・ 被災者は、自発的に支援を求めることが少ないことを知っておく。
- ・ 話したい人がいれば共感をもって聴き、無理やり話をさせることはしない。(話を聴く場所は、プライバシーを配慮した部屋(相談室等)とする。)
- ・ 被災体験を聴くよりも、日常生活での支障や困っていることを聴き、支援することが望ましい。
- ・ 医師や保健師、精神保健福祉相談員に相談し、**災害のあとの気持ちの変化(リーフレット集 p.16,17)**等を活用しながら声かけをする。

大規模災害における保健師の活動マニュアル(日本公衆衛生協会・全国保健師長会 2013)を参考に作成

2 支援者（避難所運営側）のこころのケア

被災者を支援する人は、自分自身の健康問題を自覚しにくい上、その使命感のために休息や治療がおろそかになりやすい。支援者には、被災者とは異なるストレスが生じていることを認識し、十分な健康管理を行う必要がある。

(1) 支援者のストレスの要因

- ・ 自分自身や家族、知人等身近な人も被災者である場合、特に身近な人よりも他者の支援を優先することが、心理的な緊張や疲労感をもたらす。
- ・ 不眠不休で活動する等、災害直後の業務形態が慢性化してしまう。
- ・ 自身の使命感と、物資や資機材の不足等現実の制約との間で葛藤を生じやすい。
- ・ 被災者から、怒りや不安等の感情を向けられることがある。
- ・ 被害現場を目撃することでトラウマ反応を生じる。

(2) 支援者のストレス症状のチェック

下記のいくつか当てはまると、大きなストレスを抱えている可能性がある。

<input type="checkbox"/> 疲れているのに、夜よく眠れない	<input type="checkbox"/> いつもより食欲がない
<input type="checkbox"/> 動悸、胸痛、胸苦しさを感ずる	<input type="checkbox"/> 物事に集中できない
<input type="checkbox"/> 涙もろくなる	<input type="checkbox"/> 身体が動かない
<input type="checkbox"/> イライラする	<input type="checkbox"/> 朝起きるのがつらい
<input type="checkbox"/> 酒の量が増えた	<input type="checkbox"/> 無力感を感じる
<input type="checkbox"/> 強い罪悪感を持つ	<input type="checkbox"/> 自分の身だしなみに関心が持てない
<input type="checkbox"/> 人と口論することが多くなった	

(3) 支援者のセルフケアのための留意点

活動しすぎない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の限度をわきまえて、活動のペースを調整する。 ・ 現場に長時間留まったり、1日にあまりに多くの被災者と関わったりしないよう「仕事を人に任せる」「断る」等する。
ストレスに気付く	「(2) 支援者のストレス症状チェック」等を実施して自分の健康を管理し、ストレスの兆候に早めに気づくようにする。
ストレス解消に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・ リラクゼーションや身体的ケア、気分転換、仕事以外の仲間(家族、友人等)との交流等でストレスの解消に努める。 ・ ストレスや疲労解消のための食物や医薬品の過剰摂取は避ける。(カフェインもかえって不安を増強させることがあるので注意。)
孤立を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動は1人で活動しない。最低2人で活動する。 ・ 自分の体験を仲間と話し合い、アドバイスを受ける機会を定期的に設ける。
考え方を工夫する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の行動をポジティブに評価し、ネガティブな考えは避ける。 ・ セルフケアを阻害する態度(休憩を取るなんて自分勝手だ、みんな一日中働いており、私もしなければいけない等)を避ける。

災害時の心のケア活動の手引き(愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室 H25.3)を参考に作成

感染症対策

場面ごとに想定される装備

	マスク	フェイスシールド ゴーグル	使い捨て手袋	長袖ガウン 防護服
受付	○	○	○	○
清掃・消毒	○	○	○	○
有症状者等の応対	○	○	○	○
居住スペースでの応対	○		○	
食事・物資の配布	○		○	
ゴミ処理	○	○	○	○
リネン等の洗濯	○	○	○	○

- ※ 装備の着脱時は手洗いと共に手指消毒を行う。
- ※ 装備を複数人で共有することは避ける。
- ※ 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

！感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



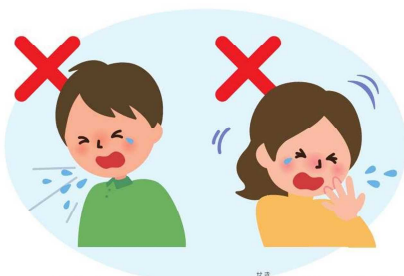
手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚生労働省 厚労省 検索



手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」

- 1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押すと霧状に約3mLでます)。
- 2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。
- 3 次に手のひらによくすりこみます。
- 4 手の甲にもすりこんでください。
- 5 指の間にもすりこみます。
- 6 親指にもすりこみます。
- 7 手首も忘れずすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



 NIID 国立感染症研究所
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

画像出典：政府インターネットTV
(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7362.html?t=46&a=1>)

避難所の感染予防対策について

～ご協力のお願い～

<避難所運営上の協力のお願い>

- 避難所では、可能な限りマスクを着用しましょう。
- 隣の人とは、2m以上離れて過ごしましょう。
- 避難所に入入りするときは、手指消毒をしましょう。
- こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- 毎日、体温・体調を確認しましょう。
- 体調がすぐれない方は、避難所対応職員に申し出てください。

<ほかの人につさないために>

- 常に換気を行うため、窓や戸は開放しましょう。
- ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう。
- 物品や食事の提供時は、手渡しは避けましょう。
- ゴミは各家族で、ゴミ袋の口を縛って捨てましょう。
- 発熱や咳、下痢などの症状がある方は別室に移動していただきます。

退所される方へのご協力をお願い

- 避難所から退所されてから2週間は、体調チェック表を参考に体温測定と健康観察を継続してください。
- 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診してください。
- 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所の担当者に避難していたことを報告するとともに、お手数ですが市役所危機管理課（電話 0561-76-8127）までご連絡ください。

マスクの着脱方法

着け方



①上部のノーズピースを鼻と頬の形に曲げる



②ひもを耳に掛け、鼻のカーブに合わせてノーズピースを曲げ、ブリーツを下へ伸ばす。



③鼻と口、あごまでしっかりと覆う。

外し方



④ひもを外す。



⑤マスクの表面に触れないように持ち、オレンジハザードへ廃棄する。



⑥手指衛生をする。

出展：救急隊の感染防災対策マニュアル（消防庁）

手袋の着脱方法

手袋のつけ方



手袋の外し方



出展：救急隊の感染防災対策マニュアル（消防庁）

防護服の着脱方法

1 防護服の装着方法

1 手袋、ソックスの着用

インナー手袋（ラテックス製）をはめます。
袖口から覆うように装着します。

ソックスはズボンの上に被せてはきます。



2 防護服の着用

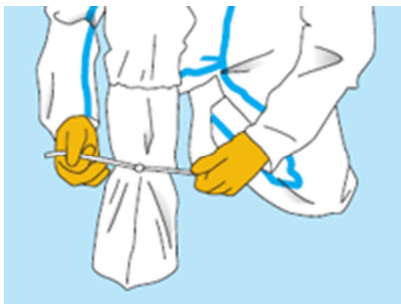
両足、両腕を通し、ファスナーを首の下あたりまで閉めます。



3 シューズカバーの着用

靴を履き、シューズカバーを装着します。

シューズカバーはタイバックソフトウェアの裾を覆い、紐で結びます。



4 マスク、ゴーグルの装着

必ずフィットテストを行ない、隙間のないように装着します。

ゴーグルは事前にゴムバンドを調節してからかけます。



5 防護服のフードを被る

フードをかけるときに、髪の毛が出ないように深く被ります。

あごの下までファスナーをしっかりと上げます。

ファスナーを密閉するようにファスナーカバーを口元部分まで貼り付けます。



6 アウター手袋の装着

タイバックソフトウェアの袖の上にくるように深くはめます。



2 防護服の脱衣方法

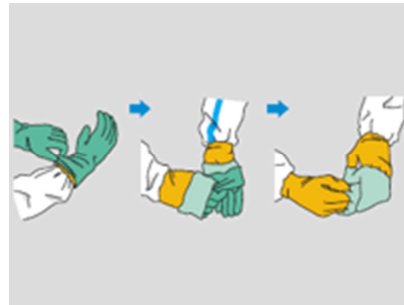
1 事前準備

シューズカバー、アウター手袋の消毒を行い、シューズカバーのひもを解きます。



2 アウター手袋を外す

片方の手袋を裏返しながら外します。
裏返った手袋で、もう一方の手袋をつかみ、同様に裏返しながら外します。
手袋を外す際に「パチン」と音を立てないように静かに外します。



3 防護服を脱ぐ①

3-1. 前ファスナーを一番下まで下ろし、皮膚や毛髪に触れないようフードを外します。



3-2. 介助者の手を借り、肩から脱ぎます。



3-3. 手を袖の中に入れ、後手に片方の手を脱ぎます。



3-4. 両手を脱ぎます。



<悪い例>

腕を交差させるとインナーにウイルスが付着する可能性があります。



4 防護服を脱ぐ②

表を内側に丸め込むように脱ぎ、シューズカバーも一緒に外します。

インナー手袋はまだ外さないようにします。

**5 ゴーグルを外す**

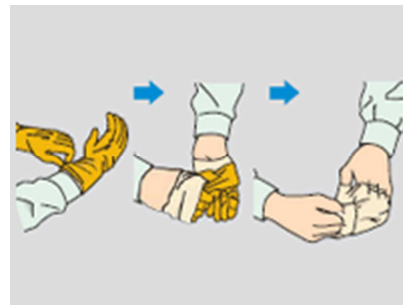
衣服に外側の面が触れないように、注意してゆっくり外します。

**6 マスクを外す**

マスクの表側に手を触れないように頭ひもをつかんで外します。

**7 インナー手袋を外す**

表面を消毒した後、アウター手袋同様の方法で裏返しながら手袋を外します。



出展：旭・デュポン フラッシュスパン プロダクツ株式会社 防護服の着脱方法

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

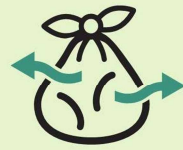
—— 避難所を運営されている方々へ ——

- 1** 避難所のごみの
分別ルールを確認し、
避難者への周知を
お願いします。

資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。
ごみ箱・ごみ袋の設置場所、設置の方法、回収頻度などを
予め確認をお願いします。
ふた付きのごみ箱の設置もご確認ください。

- 2** ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



- 3** ごみ袋に入れ
しっかり縛って
封をしましょう!

ごみが散乱せず、収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくなります。



- 4** ごみ袋や消毒液を
確保しましょう!

避難所のごみ袋や消毒液は
可能な範囲で確保しておきましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



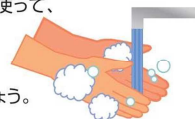
- ②ごみに直接接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



- ③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



参考 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 (1人1日当たり) 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額	災害発生の日から7日以内※	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 (1戸あたり) 平均 m ² (坪) を基準とする。 2 限度額 (1戸当り) 円以内	災害発生の日から20日以内 着工 但し内閣府の承認により着工期間の延長あり	1 基準面積は平均1戸当たり29.7m ² であればよい。また実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 供与期間 2年以内 3 県外からの輸送費は別枠
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊 (焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日 (3食) 当り 円以内	災害発生の日から7日以内※	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内※	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季 (4月～9月)、冬期 (10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 円以内	災害発生の日から10日以内に完了※	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費	災害発生の日から14日以内※	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	救護班が、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊 (焼) し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り 円以内	災害発生の日から1カ月以内に完了	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

※但し内閣府の承認により期間延長あり

参考 マンホールトイレ啓発チラシ

尾張旭市役所総務部危機管理課 作成

キレイに使おう

マンホールトイレ



マンホールトイレとは？

災害時に、下水道管につながるマンホールの上に簡易な便器、ハウスを設置して使うトイレです。

下水道管に直結しているため、汲み取り式のような悪臭がしにくいことがメリットです。

マンホールトイレを使う前に

マンホールトイレは下水道施設の被害状況が確認できるまで、使用することができません。

発災後、市ですぐに確認しますが、被害がないことを確認ができるまでは、トイレ処理剤を使った簡易トイレ等を使う必要があります。

簡易トイレは市でも備蓄していますが、必要な個数等は個人によって変わってくるため、各家庭でも備蓄するようにしましょう。

マンホールトイレの仕組みって？

プールの水等を貯水槽から流し込み、マンホールトイレの下部に溜まったし尿を一気に貯留槽まで押し流します。

下水道施設に被害がない場合は、し尿はそのまま貯留槽を通り過ぎ、処理施設まで流すことができます。

下水道施設に被害が生じている場合は、し尿を貯留槽に3日間程度溜めることができます。この場合は定期的に汲み取りをすることで継続的に使用することができます。



※ ㈱クボタケミックス「災害用トイレ配管システム下水道直結貯留型の使い方」より抜粋

マンホールトイレの運用について

マンホールトイレの設置や、清掃等の管理運用は、**避難所に居住する避難者**が行っていきます。

平常時は訓練等に参加して、トイレハウスの組立方法や、仕組みについて学んでおきましょう。

また、避難所でマンホールトイレを使うときは、清掃当番等を決めて、みんなで協力し、清潔なトイレを保てるようにしましょう。

「自分たちで使うトイレは自分たちでキレイに」という意識を持ちましょう！